

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2009. 2.10発行〈通巻第387号〉 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



●白浜町役場福祉担当係長の脳出血死で公務上判決	2
労働時間数より実態で総合的に判断	
●クボタショックから3年	
それぞれの「アスベスト禍」、そして未来 — その9	5
●アスベスト報道ダイジェスト 2009年1月	8
●【発信／韓国】	
労働安全保健の課題を媒介とした労働・環境連帯の可能性	9
●韓国からのニュース	14
●石綿健康被害救済法三周年行動へのご参加・ご協力のお願い	17

1月の新聞記事から／19

表紙／石綿特別法制定要求国民署名運動・発隊式
(韓国石綿追放ネットワーク 韓国・国会前1月20日)

'09 2

白浜町役場福祉担当係長の 脳出血死で公務上判決 労働時間数より実態で総合的に判断 大阪高裁

大阪高裁は昨年末の12月18日、和歌山県白浜町職員が発症した脳出血について、公務に起因するものと認め、公務外（棄却）とした和歌山地裁の判決を取り消す判決を言い渡した。判決は、平成13年に脳・心臓疾患の新認定基準ができてから多く見受けられるようになった、蓄積疲労という考え方を単純に時間外労働時間数だけで判定するという方法をとらず、あくまで総合的に過重労働を認定したものとして評価できる内容となっている。

被災者の巨海（こみ）清行さんは、白浜町民生課福祉係の係長を務める48歳（当時）の地方公務員だった。平成11年7月7日、西牟婁郡遺族連合会主催の靖国神社参拝旅行に随行中、長野県の旅館で脳出血を発症、回復することなく15年2月に死亡した。

被災者は地方公務員災害補償基金和歌山県支部に公務災害認定を請求したが死亡後の15年8月に公務外と認定、その後支部審査会へ審査請求、本部審査会へ再審査請求を行ったが何れも棄却され、平成18年に和歌山地裁へ行政訴訟を提起したもの。

**時間外労働時間数だけで
過重負荷は判断せず**

大阪高裁判決は被災者の日常の業務の負担を次のように評価する。

「清行は、生活保護及び児童福祉の業務を主に担当したほか、福祉係の係長として、係全体の業務を補佐し、係全体に関わる問題に中心となって取り組んでいたものであるが、福祉行政という性質上、解決困難な問題や解決に時間を要する問題も多く、また、住民、病院等からの苦情や相談、約56名の民生委員からの相談などが、勤務時間に關係なく、次々と持ち込まれていたことからすると、清行の業務が、相当に精神的な負担を伴うものであったにとは否定できない。」

「清行の本件発症前6か月間の平均時間外労働時間は、1か月当たり56時間33分に達していたものであり、清行には、これ以外にも、宿日直業務があったほか、休日でも、緊急の呼出しに備え、常に、携帯電話を持参していたことからすると、清行の業務は、量的にも相当な負担を伴うものであったことができる。」

次に、発症した遺族会の旅行随行より1か月前の洋上老人大学への随行業務以降の業務について検討し、発症前1か月間の業務過重性を評価する。

「本件発症前1か月間の清行の時間外勤務時間の合計は75時間30分にも及び、これ以

外に宿日直業務もあったことをも勘案すると、清行の業務は、量的に相当な負担を伴うものであったということができる。

招魂祭の翌4日の日曜日は、完全な休日であったが、証拠（甲B1）によると、清行は、ほぼ1日中寝たままであり、また、翌5日及び6日は、急速決まった靖国旅行への随行業務の準備に追われ、帰宅後は、入浴をする元気もなく、寝床に入ったが、ながなか寝付けなかつたことが認められ、このころ、清行の疲労が相当蓄積していた様子が伺われる。

以上によると、洋上老人大学の随行業務及び本件発症前1か月間の清行の業務は、日常の清行の業務と比べて、いっそう、精神的及び肉体的な負担を伴う業務であったということができ、清行は、疲労が蓄積したまま、本件発症当日に至ったものと認めることができる。」

そして、発症当日の負担については次のとおり連続勤務の過重性を評価する。

「清行は、本件発症当日、午前6時ころにバスに乗車し、それから午後6時15分まで、高齢者のバス観光の引率業務に従事したが、他に旅行の責任者がいたとはいえ、白浜町から9名の参加者がいたことや、行程の遅れがあったことなどから、清行には、それなりの緊張感が持続していたものと推認される。」

また、その間になされた明治村における参加者の捜索は、日頃運動をしているわけでもない清行が、5分ないし10分程度、白浜町からの参加者を捜索したものであって、付近には上り坂もあり、夕刻とはいえ、気温は27度ないし28度あったというものである。そして、予定より1時間程度遅れて宿泊

所に着いた後、清行は、休憩を取ることなく、参加者の部屋割り等の業務をし、宴会が始まった後も、スーツを着替えることもなく、参加者に酌をして回るなどしていたが、その途中で、顔面が紅潮するなど、身体の異常が出現し、本件発症に至ったものである。

このように、本件発症当日の清行の業務は、早朝からの勤務であったうえ、休憩もないまま14時間以上に及ぶ連続勤務がなされたものであり、しかも、12時間以上に及ぶバス観光に加え、参加者の捜索においては慣れない運動をするなど、肉体的負担をも伴うものであったということができる。」

以上のような業務過重性の評価と、既往症についてはコントロールされた状態であったことを認定した上で、次のように結論する。

「以上によると、本件発症当日の業務は、従前の業務と比較して決して負担の軽いものではなかったとはいはず、それまでの過重の業務の継続と相まって、清行に精神的及び肉体的に過重な負担を与えたものということができる上、急激な血圧の上昇を招きかねない精神的ストレスを与えた可能性も否定できないから、清行の基礎疾患等をその自然の経過を超えて急激に悪化させる要因となり得るものというべきである。」

地域清掃は公務に順ずる 地裁段階までから判断変更

以上のような大阪高裁の判断は、これまで基金支部、支部審査会、本部審査会、和歌山地裁と4回にわたって行われた判断をくつがえすものだ。しかし、事件が大阪高裁に持ち込まれてから同高裁は全く事実審理は

行っていない。つまり和歌山地裁段階ですでに双方から提出された証拠と証人調書にもとづき、あらためて評価をすると公務上と判断できたということである。

そもそも被災者巨海清行さんの業務過重性については、審査段階から白浜町役場の同僚により綿密な調査が行われ、労働時間についての詳細な報告書も提出されていた。たとえば発症前に被災者が職務上の必要があつて自宅を訪問した民生委員の証言記録など、職員以外の関わりについても可能な限り証拠をそろえていた。つまり、大阪高裁では新たな証拠を集めめる必要もなく、評価の仕方で判断が変更可能だったというわけである。

時間外労働時間の評価については、たとえば休日に行われる「清掃活動」について地裁までと高裁で判断が分かれている。白浜町は白浜温泉と美しい砂浜が資源となった観光が一大産業である。したがって砂浜の保全は町全体の課題となっており、自治会や商工会などが参加する町環境保全協議会主催や町の清掃活動は、住民の自主参加で運営されている。この清掃活動への参加については、町の職員にとって任意参加といつても事実上は義務であったのだから公務に該当するというのが審査請求時からの請求人及び同僚たちの主張だった。しかし、地裁判決までは強制とまではいえず公務外としていた。

ところが高裁は2度あった「清掃活動」についてそれぞれ次のように評価している。

「これは白浜町の公務ではないものの、町職員は助役から参加を促され、事後的に管理職を通じて参加の有無の確認がなされるなど、実質的には、町職員としての参加が強

制されていると認められるから、2時間30分を時間外勤務として算定すべきである。」

「これは白浜町の公務ではないものの、白浜町が主体となってなされるもので、各課に清掃地域が割り当てられ、町職員は管理職から清掃地域を決められるなど、実質的には、町職員としての参加が強制されないと認められるから1時間30分を時間外勤務として算定すべきである。」

つまり、一般的な評価を重視するあまり、地域的な事情などを十分にくみ上げる努力をしなかった地裁段階に比べ、高裁では公務性を実態に基づき評価したものということができる。

認定基準の紋きり適用しなかった高裁 あきらめなかつた原告の勝利

また、地裁判決があくまでも平成13年の認定基準上の文言をそのまま適用して過重性を認めなかったのに対して、高裁は「当該公務による過重な負荷が、自然的経過を超えて基礎疾患等を増悪させた結果、本件発症に至ったと認められるかどうかを、他の発症原因となるべき因子との関係をも踏まえて判断すべきである。」という、同種訴訟で最高裁がとってきた判断基準に立ち返って評価しなおしたという点も注目される。

この勝訴判決は、時間を厭わず働いた被災者の勤務実態が発症に影響を及ぼしたはずと、あきらめずに高裁の判断を求めた原告、徹底した調査をやりきった白浜町の同僚職員、そしてこの訴訟を担当した西晃弁護士の努力のたまものといえるだろう。

「クボタショック」から3年 それぞれの「アスベスト禍」、そして未来— その9

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川 和子

開示された作業実態

クボタの部長達と面談する日が4月26日(火)午後1時と決まった。場所は、JR尼崎駅北側にある小田公民館の一室。

会ってどうなるのか? 会ってみて何が解るのか? あのような大企業が正直に認めるだろうか。

面会する事が決まった後は更なる緊張感が湧いてきた。

緊張した中で迎えた前日の突然の「列車事故」のニュース。食い入るようにテレビ画面を見ている中である種の不安がよぎった。「明日に予定されている面会は大丈夫だろうか?」考えてみれば、あのように大きな列車事故の中に、当事者を含めたその家族・知人が含まれていないとも限らない。

不安な想いで迎えた翌26日。予定通り患者3名とその妻、尼崎安全センターの飯田さん、関西安全センターの片岡さん、そしてクボタからは担当部長3名と橋渡しをしてくれた米田議員そして私のメンバー11名が揃った。「やった!」と私は心の中で拍手した。話し合いがどうなるのかは解らないが、綺麗にスタートが切れた・・・その事に感動したのだ。そして生来私の楽天的な性格は

「この話は『GOサイン』が出たのだ」と勝手に解釈していた。

話し合いの前に、クボタから資料が配られた。驚くほど詳細な資料に眼を見張った。A3の用紙に事細かに、アスベストを使用していた時期と使用量、そしてその作業工程等など。用紙の右上には「マル秘」のマークが押印されていた。一枚一枚を丁寧に説明する担当部長。その時に知った工場内の被害者の数には唖然として、話し合いの後帰路についた私はその数字ばかりが頭に浮かんできて少々気分が悪くなつたものだ。

というのは、私の認識の中での腹膜中皮腫患者は胸膜中皮腫患者に比べてかなり少ないと思っていた。それが、クボタの資料の中には驚くほどの数で発症していた。

「腹膜中皮腫は青石綿により発症することが多い」とかつて聞いた事があったが、まさにその通りなのか。私達に考えられない状況で被害が発生していた・・・。この事に衝撃を受けると共に「工場の中でこれほどまでに被害が発生していたのに、工場の外にも石綿が飛散していないと思っていたのか」という質問が繰り返された。この質問に対しては「工場の外にまで被害が及んでいるとは当時は解らなかった」との回答を繰り返すのみだ。



アスベスト公害

3人の患者は口々に、発病以来の苦しめた状況を語り始めた。

今も尚、抗がん剤治療を受けながら「死」に直面して家族と共に闘っている事を訴えた。男性患者の奥様からは夫の発病以来の不安と苦しみが涙ながらに語られた。

「これは公害です」とそれぞれが訴えた。

「工場の塀一つ隔てたこちら側までアスベストが飛んでこないという事が証明できますか」、「工場から、白い煙が舞い上がって火事だと思って駆けつけたら粉塵だった」(これは、コンクリートのミキサーが故障してセメントが舞い上がっていた。当時近所の通報で消防車も出動したという返事)、「何時も工場の塀外の道は白くなっていた」

発病以来、痛みと不安に苦しんできた患者さん達は堰を切ったように語りだした。

しかし、その言葉の中に「補償」という文字は一度も無かった。発病した原因を知りたい。クボタの工場の中でいったい何が起っていたのか、そしてそれが自分達の病気と因果関係が有るのか・・・彼らの誰もがその答えを求めていたのだ。

2時間余りの話し合いは終わった。釈然としないままに時間が来たのだ。最後に私は米田議員のもとに駆け寄り言った「よろしくお願ひします」と。何故この様な言葉が出たのか解らないが、3人の患者さんをよろしくお願ひします、という想いを込めて私は頭を下げていた。それは米田議員も後に「あの時の貴女の言葉が忘れられなくて



公開された資料の水道管写真

ね」と語っていた。

クボタの部長達が引き揚げた後に、私達はまだ部屋に残って今後の対策を練った。

間違いなく踏み出した第一歩。日本で初めての「アスベスト公害」をどの様にして会社側に認めさせるか・・・いや、それよりも絶対にクボタが原因だと言える確証をもつと模索しなければ。当日配布された資料により「間違いない」という確信はあったものの今後はどの様に進めてゆくのか等など、真剣に議論しました。

当時、クボタ内部では「(まだ原因も解らないので)会わない方が良い」という意見も有ったようだ。しかし、その様な中で米田議員の「堂々と会うべき」という強い意志が

通った。この米田議員は大変正義感の強い方であると聞いたことがある。

クボタ見舞金制度

それから暫くして、クボタ側から「見舞金」の話がでた。「見舞金200万円」という提示に誰もが戸惑い、一様にクボタの真意が理解できなかつた。「工場の近隣住民の方が中皮腫を発症されて苦しんでおられる事に対して、永年当地で操業してきた当社として何かできることは無いかと考えて、お見舞をさせていただく事にしました」というものだ。このお金を受け取つたら「今後は一切何も言わない」という条件付なのか懸念すると「お見舞金以上でも以下でもない」との答え。即座に私は「受け取つて下さい」と彼らに勧めた。何のためらいも要らない。クボタが近隣住民の中皮腫発症を認めて200

万円支払うのだから。今まで何も無かつたのに「因果関係は不明だが近隣で中皮腫発症」という厳然とした事実が出来たのだ。「今までの苦しんだ事への償いにはならないが、今後自分達の被害状況を訴えて行く為の『心の肥し』として受け取つて欲しい」と私は提案した。3人の意見もまとつた。そしてその時にクボタが提示した「見舞金・弔慰金規定」なるものがあり、そこにはクボタの指定する医療機関名が書かれていた。3人の見舞金が支払われた後に、飯田さんと私でその用紙を持って尼崎市内の病院中を廻る計画をしていた。「皆さん、中皮腫になつた方はクボタから200万円支払われますよ！」と宣伝して被害状況の把握に努める予定だつた。

その様な思惑を含みつつ、見舞金の受け渡し準備は進み、「クボタショック」は近づいてきた。(つづく)

明日をください
今井明 写真・文



アスベスト公害と患者・家族の記録

編集／『明日をください』出版委員会
発行／アットワークス
Tel:06-6920-8626 Fax:06-6944-9807
(<http://www.atworx.co.jp/works/pub/ashita.html>)
B5版108ページ 定価1575円(送料別)

クボタ・ショックから一年
石綿健康被害救済新法が施行されても
アスベスト問題は終わらない
横須賀からクボタまで
明日への思いをつなぐフォトドキュメント
『明日をください』
アスベスト公害と患者・家族の記録
今井 明 写真・文

アスペスト報道ダイジェスト 2009年1月

1/1 長野県波田町は町立波田中学校と町中央公民館から、国の基準を上回るアスペストを検出したと発表。波田中の正面玄関と南校舎の階段天井部分で、飛散も確認されたが、大気汚染防止法の基準は下回っている。

1/5 夫が死亡したのは、職場で石綿を吸ったのが原因として、静岡県富士市内の女性が国を相手取り、労災を認めなかつた決定の取り消しを求める訴訟を静岡地裁に起こしたことが分かった。女性の夫は1958年から97年まで、富士市の合成樹脂パイプメーカーに勤務。約30年間、石綿を扱う作業に従事し多量の石綿、クロシドライトなどを吸入し、「がん性腹膜炎」で01年に63歳で死亡。

1/7 京都市はアスペスト分析調査費を25万円上限で全額補助すると発表した。20件先着順で、13~30日に受け付け、13日に説明会も開く。07年6月から10万円上限で3分の2を負担していたが、国の制度変更に伴い全額に変更する。対象は市内の駐車場や工場などの民間建築物。

1/8 大阪府箕面市教委は市立東小学校の校舎玄関に、アスペストが使用されていると発表した。空気中の飛散はない。

1/9 千葉県は、千葉市美浜区の県立衛生短大の教育棟A、B棟の階段天井から、基準値を超えるアスペストが検出されたと発表。空気中の飛散はなかった。

愛媛県西条市は市役所別館の天井などに基準値を上回るアスペストが検出されたと発表。今年度中にも薬剤で固めて飛散防止の措置をする方針。

1/13 約20年間、社団法人全日本検数協会神戸支部職員として神戸港で勤務し、肺腺がんで死亡した男性の妻、英麗子さんが国を相手取り労災認定を求めて神戸地裁に提訴した。男性の肺の石綿小体の数は、厚生労働省の労災認定基準を下回るが、遺族は「白石綿は石綿小体として残りにくく、一律に適用するのは不合理だ」と主張している。原告側によると、石綿の健康被害による労災認定で石綿小体の認定基準を巡る訴訟は全国初。

1/15 アスペスト被害者の遺族が国立病院機構・近畿中央胸部疾患センターに救済認定に必要な治療時の資料を3度にわたり求めたところ、「ない」などと対応され、6カ月以上開示されなかつたことが分かった。支援団体と一緒に再度求めると、4種類の重要資料が順次出て、救済認定された。患者団体は同様のケースを他に3件把握しており、「一種の救済妨害にあたる」と批判。

神戸市のNPO法人ひょうご労働安全衛生センターが阪神大震災から14年となる今月17日、震災後の被災地で発生した石綿被害の実態を検証したパンフレット「震災とアスペスト」を発行する。「今後起こりうる地震で2次被害を防ぐため、発行に踏み切った」と話している。

1/17 沖縄県文化環境部は現在「石綿健康被害救済制度に基づく特別遺族弔慰金」の支給対象遺族

を捜している。対象者は法律が施行された06年以前に死亡した人の遺族。県内で中皮腫で死亡したと考えられる人は68人。うち各地域の保健所が中皮腫で亡くなつたと確認できたのは36人で残り32人は保健所に記録がなく遺族と連絡が取れていません。弔慰金の請求期限は2012年3月27日まで。

1/19 神奈川県は解体工事を進めている旧県立川崎南高校（04年廃校）の校舎や体育館から、アスペストを含む建材が新たに確認されたと発表。

1/23 肺がんなどで死亡した断熱工事業「山陽断熱」の元従業員4人の遺族と石綿関連疾患で治療中の元従業員1人の計12人が、同社と業務請負先の「クラレ」を相手取り、総額1億4300万円の賠償を求める訴訟を岡山地裁に起こした。元従業員4人は55~99年、倉敷市のクラレの工場で、配管に石綿を含んだ保溫材をかぶせる工事や保溫材除去作業に従事。肺がんや石綿肺で92~03年に死亡した。また、元女性従業員は「びまん性胸膜肥厚」で治療中。

広島県呉市は市有施設の吹き付けアスペストの使用実態再調査の結果、新たに8施設でアスペストの使用が判明したと発表。

文部科学省は健康診断を受けた元南極地域観測隊員の70代男性に、「胸膜ブラーク」が見つかったと発表した。男性は1968年、昭和基地の発電施設にアスペストを吹き付ける作業をしていました。文科省は国立極地研究所に相談窓口を設置、アスペストを吸入した可能性のある元隊員約220人に連絡をとり、健康診断を受けるように促す。

1/24 アスペスト被害に遭つた元従業員やその遺族らで作る労働組合「アスペストユニオン」の第3回定期大会が、岡山市であり、県内を中心に神戸市や大阪市などからも計約50人が参加した。

1/28 佐賀県多久市は市営砂原団地と別府団地の居室各1室の天井吹き付け材から、国基準を超えるアスペストが検出されたと発表。含有量は0.1~1%で、今後、天井材をシートで覆つて飛散防止措置を行い、石綿の除去工事もする方針。

1/29 山口県宇部市は、市の新町有料駐車場など4カ所から基準を超えたアスペストが検出されため、この駐車場を同日から当面閉鎖する。

1/30 兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場や日本通運倉庫でアスペストを運び、中皮腫など石綿関連疾患で死亡した日本通運の元社員5人の遺族16人が、日本通運とクボタに総額2億2250万円の損害賠償を求める訴えを神戸地裁尼崎支部に起こした。5人のうち4人は1954年から最長83年まで、日本通運のトラック運転手として神戸港からクボタ旧神崎工場まで石綿を運搬した。1人は71~72年ごろ、尼崎市の日本通運大物倉庫で石綿を積み下ろす作業をしていた。尼崎労働基準監督署は5人全員を労災認定している。日通は労災死亡の現役社員には慶弔見舞金2800万円を支払うが、退職者は対象外として弔慰金400万円のみ。遺族らは現役社員並みの補償を求めていたが拒否された。

【発信／韓国】

労働安全保健の課題を媒介とした 労働・環境連帯の可能性

ハン・ジェガク
(エネルギー政治センター運営委員)

労働運動と環境運動の関係は敵対的なのか、でなければ協力的なのか？多くの場合、労働運動と環境運動の関係は『職場vs環境』という対立構図に閉じ込められている。従って労働運動と環境運動の連帯、すなわち『赤・緑連帯』は非常に異例なことと考えられている。1990年代、アメリカ北西部の天然林地帯の伐採を巡る、労働者と環境主義者の紛争と衝突の事例はこれをよく示している。韓国でもセマングム干拓事業を巡って、農業基盤公社の労働組合と環境運動団体が紛争を起こしたところである。しかし労働運動と環境運動の連帯の経験は、これまでの歴史の中で持続的に観察されており、現在も世界のあちこちで着実に発展している。

「生態のない労働は虚しく、労働のない生態は偽善」

一つの象徴的な事例が、1970年代の初めにオーストラリアの労働者が展開した『緑色禁止』(Green Ban) キャンペーンである。オーストラリアの労働者は自然環境と歴史遺産を開発から保護するために、労働者が該当の作業場を封じ込めて、開発業者を屈服させるキャンペーンを展開した。こうした伝統は、1980年代にオーストラリアの鉄

道と港湾荷役の労働者が参加して、ウラニウム運送阻止闘争を展開したことによみがえた。

この事例は今年の初め、ロウソク集会の局面で輸送労組がアメリカ産牛肉の輸送を拒否することを決議したことを思い出させる。

とにかくこのように、1970年代を前後してヨーロッパ各地で労働運動と環境運動の連帯がたびたび行われ（アメリカのケースは後で、もう少し具体的に見る）、1990年代末にはグローバリズムに反対するシアトル闘争などによって、再び活性化した。韓国のケースでも、エネルギー関連の労働組合と環境団体が参加する『エネルギー労働社会ネットワーク』が2005年から活動を始め、最近では労組と環境団体などが『労働運動と環境運動の連帯のための活動家大会』も開催した。

このような労働運動と環境運動の連帯はなぜ必要なのか？最も基本的な理由は資本と国家権力に対抗する進歩陣営を強化し、内部の協力を拡大するためである。とりわけ全世界的な新自由主義の流れの中で、同一の敵と対面する労働運動と環境運動が連帯しなければ、それぞれの個別運動が守らなければならない公益と価値を防御するこ

とさえ難しくなっているからである。二番目は、より根本的な次元で進歩陣営が追求しなければならない価値と目標、そして方法を革新して再構成する過程(いわゆる『進歩の再構成』)で、二つの運動の相互浸透と変化が核心的な課題だと言えるからである。「生態のない労働は虚しく、労働のない生態は偽善である」。この限界を越えなければならぬ。

労働－環境運動の連帶基盤としての『労働安全保健の課題』

労働運動と環境運動の間の核心的な争点は、確かに『職場対環境』あるいは『職場と環境』のように見える。環境破壊的でエネルギー多消費的な産業を規制したり、あるいは縮小させようとする環境運動と政府の規制は、その産業で働く労働者の雇用にとって脅威になると、広く理解されている。しかしこういう対立の構図は資本家らによって誇張されたり操作されたものだという批判と共に、環境破壊的な職場を減らす代りに環境親和的な職場を創り出すことによって、『職場対環境』の対立構図を解決しなければならないという主張(いわゆる「正義の転換」)も提示されている。

それぞれの社会運動が連帶を創り出し、発展させる過程は、共通の関心事項を見付け出し、そこから出発して相互作用の経験を積みあげ、信頼を形成しながら進展する。アメリカで行われた赤・緑連帶の事例で、『職場対環境』の構図が『職場と環境』の構図に変化できたのは、労働安全保健(広くは公衆保険)の分野で連帶した経験と、これを連係

した人的・組織的ネットワークが重要な役割をしたと考えられる。以下ではアメリカの経験の二つの事例を見ることにする。一つは1970年代に環境保護法と職業安全保健法などの制定過程を巡って起きた連帶の事例で、他一つは1980年代のウィスコンシン労働－環境ネットワークの事例である。

あるアメリカの研究者は「歴史的に、労働組合は環境保護の闘いの先導者と見ることができる」と評価する。アメリカの労働組合運動は公衆保険の課題として環境問題にアプローチし、大気汚染や水質保全のような問題や、作業場の安全と保健について深い関心を持っていた。1970年代の初め、清浄大気法(1970年)と清浄水質法(1972年)の議会通過を労働組合運動が支援し、また逆に職業安全保健法(1970年)制定の過程でも、一部環境団体がこれを支援した。

このような過程では「作業場のレイチェル・カースン」と呼ばれたトニー・マチョッチ(Tony Mazzochi)のような、労働運動の指導者でもある環境運動家の役割が重要であった。一方、労働運動と環境運動が連帶した『破壊力』を示した事件は1973年に起きた。石油化学原子力労組(OCAW)が作業安全保健問題のために、シェル石油会社を相手に闘ったストライキを、アメリカ全域で最も影響力のある11の環境団体が支持したのである。このストライキは成功しなかったが、「ストライキの後、支持者であれ反対者であれ、こういった(労働運動と環境運動の)連帶の力を認識し、進歩運動の戦略家たちはこの共同の基盤を確立するために努力した」。

レーガン政府の新自由主義に抵抗した赤・緑連帯

一方、1980年に反規制的な指向を持ったレーガン保守政権が登場し、労働運動と環境運動は職業安全保健庁(OSHA)、環境保護庁(EPA)などの産業安全と環境保護に関する既存の規制機構を防御するために、連合する必要性を感じることになった。これによってアメリカのナショナルセンター(AFL-CIO)とアメリカの代表的な環境団体であるシエラ・クラブは、1981年にシカゴで全国の労働運動と環境運動指導者が参加する会議を開催した。

この会議の目的は、州のレベルで『職業安全保健庁－環境ネットワーク』を構成し、職業安全保健庁と環境保護庁を防御するためのロビー活動を調整し、このために労組と環境団体の活動家の提携集団を作ることにあつた。またこのネットワークによって、労組と環境団体の葛藤を産み出す潜在的な争点についても、取り組むこともできると期待された。こうした努力の結果として『ウィスコンシン労働－環境ネットワーク』(WLEN)が構成されるようになり、地域内のほとんどの労組と環境団体が参加した。

ウィスコンシン労働－環境ネットワークは産業現場で使われる化学物質が何で、どのような危険があるかに関する『労働者の知る権利』を、制度的に確保するための活動に乗り出した。また環境規制によって新たに出てきた雇用の問題を扱ったり、選挙時期の闘いでも連帯した。更に進んでウィスconsin労働－環境ネットワークは『共同体

の知る権利』の活動も行った。共同体の知る権利は、労働者の知る権利と違って『労働者の利害』を脅かす可能性があった。なぜならば、地域共同体が知る権利によって確保した情報に基づいて、有害な化学物質の使用を禁止することを要求すれば、労働者の雇用の脅威になる可能性があったからである。しかしこの間の経験を通して信頼が蓄積され、課題の重要性が幅広く認識され、連帯の枠組みを維持することができた。

イデオロギー基盤の労働階級の環境主義、『両刃の刃』の雇用問題

このような連帯の経験から観察されるいくつ興味深い点がある。まず『労働階級の環境主義』である。これは都市汚染と毒性廃棄物の危険性、きれいな空気と水に対して強調する反面、絶滅危機種の保護、湿地の維持、国立公園の拡張に対しては無関心だったり、強調することがないという点で『主流の環境主義』とは区分される。このような労働階級の環境主義は、1960年代以後に、全国にわたって作業場の環境汚染が明らかになり、それにともなう安全と健康問題に対する一般労働者的心配と抵抗が大きくなつた現実を反映したものである。

このように作業場の環境汚染に対する心配が大きくなつて、労働者と環境主義者の連係も増大し、これらは大企業と統制されない資本主義が、社会的不平等と環境汚染の根っ子だと認識し始めた。前に述べた労働運動と環境運動の連帯は、このような認識とイデオロギー的な基盤、すなわち労働階級の環境主義があつたから可能であった

と評価できる。

一方アメリカで、労働運動と環境運動の間で達成された初期の経験は、赤・緑連帯が持つ弱点も見せてくれた。1970年代初期に見られたアメリカの赤・緑連帯は、1973年から現れた景気の低迷によって大きく揺れた。景気の低迷は労働組合を雇用縮小の威嚇の前に弱らせ、企業主らは附加される環境規制を回避し緩和させるための方策として、雇用の問題を持ち出した。こうした過程から『職場対環境』の対立構図が認識されることになった。これに対して、アメリカの環境主義者は『完全雇用のための環境主義者たち』(EFFE)という団体を組織して、『緑色の職場』(Green Jobs)の創出を主張した。

韓国の労働安全保健連帯の事例としての『石綿問題への共同対応』

韓国でも職業安全保健の分野で、労働運動と環境運動との連帯の経験をたびたび見ることができる。まず1980年代に、韓国の社会運動が本格的に分化する以前の『反公害運動』は、今の保健医療運動、労働運動、環境運動が融合したものだったと評価できる。その具体的な事例として、源進レーヨン闘争を代表として挙げることができる。

しかし韓国の社会運動が分化して、いわゆる『仕切り文化』が発生し、保健医療運動、労働運動、環境運動の間の連帯は、絶対的にも相対的にも減っていったと判断される。何年か前には、LG カルテックス労組が環境安全の争点を掲げてストライキを闘ったが、環境団体を含む市民団体の関心と支持を受けらずに敗北した経験まである。しかしな

がら、労働安全保健領域での労働運動と環境運動の連帯の経験は持続的に存在した。その代表的な事例として、地下鉄労組と環境運動連合の、石綿問題への共同対応活動が挙げられるだろう。以下に、これについて簡単に見てみる。

この連帯活動の歴史は1990年代初期にまで遡る。ソウル地下鉄公社が施設の改善補修と改装工事を行う間、微細粉塵が増加して室内の空気が深刻レベルで汚染され、問題が大きくなかった。これは地下空間で生活する地下鉄労働者の健康問題もあるが、同時に地下鉄を利用する市民の健康問題でもあった。これに対する問題提起が散発的に続いていたが、2000年4月、地下鉄労組と環境運動連合、そして源進研究所が連帯して、地下空間の大気汚染問題を体系的に調査し、その結果を発表した。これと共に1996年から提起された石綿の問題も公式に確認された。

しかしその後、労組に加えられたリストラの脅威などが重なって連帯活動は小康局面に入ったが、2007年の初めを前後して、再び連帯活動が活性化した。「石綿物質が飛散する吹き付けられた形態の石綿」を発見した後に、再び地下鉄労組と環境運動連合、源進研究所などが連帯し始めたのである。そしてこれは2007年に『全国石綿追放ネットワーク』に発展し、2008年には『アジア石綿追放ネットワーク』を結成するまでに至った。

互いの違いを認めない非妥協的な情緒を捨てなければ

この連帶活動はいくつかの特徴を持っている。地下空間の大気汚染は労働者の健康問題だけでなく、直接的に市民の健康問題と重なるという点である。すなわち、労働運動と環境(市民)運動が連帶する、直接的で具体的な共同の基盤が存在したという点である。しかし一方で、労働運動と環境(市民)運動の連帶を作り出し、発展させるのには色々な障害要因があることも確認している。

まず構造的な側面では、企業のリストラなど労組に対する脅しが、このような連帶を維持し、発展させる障害になるという点である。しかしこれに劣らず、労働運動と環境運動の主体間の障害物も深刻で、「お互いの違いを認めない非妥協的な情緒」、「市民団体の官僚化とソウル地下鉄の労働陣営の保守化」、「活動のやり方の違いと人間関係(の不信)」などが指摘されている。

より一層重要な労働－環境運動の媒介の主体

新自由主義に対抗する運動の間の連帶の重要性は、今更強調しなくとも十分に認識されている。しかし実際にこういう連帶が成功するまでには多くの努力が必要である。労働運動と環境運動の連帶も同じである。そういう努力を始めてみようとする一つ出発点、あるいは入口が、労働安全保健の課題の部門になるだろう。この文章はそのような努力を始めることを促す意味で書いた。

赤・緑連帶が成功するためには、開放的な態度が必要であることを強調したい。労働運動と環境運動が追求する価値と目標が、互いに違うこともあり得るという点を認め

ながら、共通点を探そうとする努力が必要である。また労働運動の文化が違い、環境運動の文化が違うために、連帶の努力に常に緊張と葛藤が潜在しているという点も、ハッキリと認識する必要がある。

こういう困難を考慮した時、二つの運動を連係させる『橋渡し』の役割を強化する必要を、積極的に考えなければならない。すなわち、労働運動と環境運動をいずれも経験したり、あるいはこれを十分に理解している個人、あるいは団体に、二つの運動を『媒介』する役割を積極的に付与する必要がある。具体的に例をあげれば、前に触れた石綿への対応事例で、地下鉄労組の産業安全局長で、江南の瑞草環境運動連合の執行委員長が果たした役割のようなことである。

すなわち、労働安全保健の課題の領域で専門的に活動する『労働健康連帶』や、専門的な研究の分野を支援している『源進労働環境安全研究所』などの役割が重要である。また労働安全保健の課題を越えて考えれば、環境運動とエネルギー労組が連帶した『エネルギー労働社会ネットワーク』のような組織や、公共労組とともにエネルギー・気候変化への対応活動を企画・推進する『エネルギー政治センター』なども注目する必要があるだろう。

(この文は2008年10月18日ソウル大保健大院で開催された研究共同体〈健康と対案〉の創立討論会で発表したものを、修正・補完したものです。「労働社会」編集者)

韓国労働社会研究所 「労働社会」 2008年11月号 (翻訳：中村猛)

韓国からのニュース

■本当の環境ニューディール！『石綿対策』を推薦／石綿除去工事の96%は不法／安全規定を守るだけで、雇用は今より10倍増える

急速な景気後退で失業者が増えて就職が難しくなり、雇用創出が全社会的な話題になっている。政府は最近いわゆる『環境ニューディール』で96万人分の雇用を創り出すとする計画を発表した。政府の『環境ニューディール』は大規模建設工事が中心で、創られる雇用の95%以上が建設・単純生産職であり、特に計画の核心である『4大河川復興』については、環境破壊と大運河につながることを憂慮する世論が強い。

このように単に雇用を作るために環境問題を引き起こすような事業でなく、環境問題を解決する事業によって、もっと多くの雇用を作ることはできないだろうか？この質問にチエ・イエヨン韓国石綿追放ネットワーク執行委員長は「石綿による健康被害問題を解決することが、そのような方法の一つになりうる」と話す。

国民の健康を脅かす石綿問題の解決には、いつも予算と同時に、人材不足が最も大きな障害物であると指摘してきた。労働部が昨年8月までに、全国の建築物の撤去作業現場の内270ヶ所を対象に行った抜き打ち点検の結果、96%に当たる260ヶ所で、石綿の除去が安全基準に違反したまま、不法に施工されたことが明らかになった。建築物の撤去現場で一般化された石綿の不法除去は、労働部も予想していたものである。労働

部の関係者は「人材が不足し、現場の監督にも限界がある」と話した。

労働部がキチンと現場を取り締まるのが難しい別の理由もある。規定に適合する除去作業を後押しする専門調査機関、能力を備えた除去専門業者などの『基盤施設』がそろっていないからである。労働部の調査資料によると、実際に国内の建築物撤去業者2000者余りの中で、石綿除去専門業者は10者ほどに過ぎない。

7日に国会の環境労働委員会は、△一定規模以上の建築物を撤去する場合、作業前に専門調査機関による石綿調査を義務化し、△石綿の除去は労働部に登録している専門業者しかできないように制限する内容の、産業安全保健法改正案を通過させた。しかしこの改正法も、労働部と一線の市・郡などの徹底した監視が後押ししなければ、本来の役割を果たすのが難しいのは、同じことである。

安全な石綿除去のためのまた別の制度的な不備としては、作業に適用する標準仕様が作られていない点が指摘される。そして石綿除去費が全体の建物撤去費にキチンと反映されていないということである。パク・ヨンシク石綿問題研究所長は、「石綿除去作業の単価が決まっていなければ、撤去業者間の競争で工事費のダンピングが行われ、結局石綿除去が安全規定通りに施工されなくなる」と話した。

石綿除去の安全基準に違反して全国あち

こちで行われる建築物の撤去は、作業する労働者はもちろん、近隣住民たちの健康にも深刻な脅威となる。20年前に石綿の危険性を警告した本『石綿公害：静かな時限爆弾』を出版したアン・ジョンジュ韓国社会政策研究院・選任研究委員(保健学博士)は、「すでに使われた石綿製品に市民たちが曝露しないように、石綿の使われた建物の管理と、撤去の時に徹底した予防策を立て、曝露した人に対しては適時に石綿疾患の判定を受けられるように、制度的な装置を作つて広報しなければならない」と強調した。

石綿除去を安全基準に合わせて行えば、どんなことが起こるだろうか？パク・ヨンシク所長は「アメリカで石綿資材が使われたトイレを一つ撤去するのに10日かかるとすれば、韓国では同じことを一日で終わらせる形で行っている」とし、「安全規定をキチンと守れば、石綿除去には、人員が今の10倍は必要だろう」と話した。また石綿作業を監視する機関はもちろん、石綿の調査、教育、コンサルティングなどの分野にも、多くの高級な労働力が必要にならざるを得ない。パク所長は「石綿除去を正しく行えば、雇用創出効果は途方もないものになるだろう」と話した。

チエ委員長は、「喘息やアトピーをもたらす環境ホルモンや電磁波など、他の環境の要素には、未だに論争が必要な要素が残っている反面、石綿は明白な発ガン物質で、今後いつかは必ず爆発する問題である」として、「こういった問題の解決に投資することを『環境ニューディール』事業に繋げなければならない」と話した。

政府の現行の石綿管理総合対策を見ると、政府が今年から2011年までに、石綿対策に投資する金額は415億5000万ウォンである。『4大河川復興』に投入される資金の0.23%に過ぎない。2009年1月11日 ハングヨレ新聞「インターネット・ハングヨレ」キム・ジョンス記者

■釜山で国内初めての『石綿地図』作製／分析センター、過去・現在の8工場周辺の汚染度測定

『死のホコリ』と呼ばれる石綿の、空気中の汚染度実態を現わした地図が釜山で初めて製作された。

釜山市と市保健環境研究院は昨年11月、石綿分析センターを開設し、釜山市内の石綿工場周辺の現在と過去の石綿汚染度実態調査を行い、地図を作つたと12日明らかにした。調査対象は最近被害労働者の遺族などの集団訴訟で有名になった蓮堤区ヨンサン洞の第一化学をはじめとして、沙上区トクポ洞の東洋S&Gとトンファ産業、沙上区カムジョン洞の国際パッキング産業、沙上区カムジョン洞のマサン鉱織、沙下区クピョン洞の国際パッキング産業とハンサン石綿、沙下区チャンリム洞の韓一化学、江西区ソンジョン洞のテファカパシルなど8つの工場周辺。

石綿分析センターはこれらの工場を中心に、工場の境界線と半径500mと1kmの距離の東・西・南・北など、全部で96地点で空気と土壤試料を採取し、空気中の汚染度は分析を終り、土壤中の汚染度は現在分析を行つている。

分析が終わった空気中の汚染度調査の結果、全調査地点の平均石綿濃度は0.0023本/mlで、国内・外の参考文献上の大気中の石綿濃度分布と同じようなレベルを示した。調査地点によっては最低と最高濃度が各々0.00014本/mlと0.00599本/mlの偏差を示したが、我が国の室内空気質石綿濃度勧告基準の0.01本/mlに比べて、各々10分の1と2分の1のレベルに止まつた。

これに関して石綿分析センターは、現在これらの石綿工場が石綿を原料にした製品を製造しておらず、大気中の石綿濃度に影響が及ぼしていないものと分析した。また道路周辺地域での石綿汚染度が相対的に高く現れていますことによって、自動車ライニングの摩耗とともに自動車の運行と、空気中の石綿濃度に密接な相関関係があると推定し、持続的な観測活動を行うことにした。市はこれからヨンサン8洞の再開発地域など、建築物の解体工事現場と、室内空気質についても石綿汚染度実態調査を引き続き行う方針である。

釜山環境運動連合と民主労総釜山本部などは、昨年7月に釜山石綿追放共同対策委員会を構成した後「1970～80年代の第一化学の労働者と2km内の居住住民たちの石綿関連患者の発生率が、他の地域に比べて10倍を越える」として、市に疫学調査など対策作りを求めた。11月にはこの会社の付近に住んで悪性中皮腫で死亡した住民2人の遺族らが、12月には1970～80年代この会社に勤めた後、石綿肺症にかかった被害者12人と肺癌で亡くなった労働者3人の遺族らが、相次いで損害賠償請求訴訟を起こした。

부산 연제구 석면지도

※국내 최대의 석면공장인 제일화학이 있던 곳



釜山蓮堤区石綿地図

全国石綿被害者家族協会は「1969～82年に第一化学で働いた労働者180人の中で29人が亡くなり、この内19人が石綿関連死者と確認された」とし、「これは今まで把握された数字であって、全体の被害規模ははるかに大きいだろう」と主張している。ハンギョレ新聞「インターネットハンギョレ」2009年1月12日 シン・ドンミョン記者

■石綿鉱山被害地対策支援団スタート

忠南道は12日ホンソンとポリヨンなど石綿鉱山地域の被害を専門に担当する『チュンナム石綿鉱山被害対策支援団』を設けた

と明らかにした。

道の石綿鉱山被害対策支援団は、△石綿鉱山被害救済特別法の制定、△石綿鉱山周辺のすべての住民の健康診断、△石綿疾患の疑念者25人の治療と補償、△石綿被害申告センターと石綿環境保健センターの設置運営、△閉山した石綿鉱山の復元事業、△土壤・水質などの汚染度検査、△住民の生活安定対策などの業務を行う。これと共にボリヨン市とホンソン・イエサン・テアン郡など、石綿鉱山所在の自治団体にも石綿鉱山

被害対策支援班が組織された。

対策支援団はまた、機関別に現況が違つて混線している石綿鉱山の所在に対する調査もする予定である。

イ・ピルス道・福祉環境局長は、「支援団は道議会が承認する来月の初めに正式発足することになる」と話した。ハンギョレ新聞「インターネットハンギョレ」 2009年1月12日 ソン・インゴル記者

(翻訳：中村猛)

2009.3.27-28 石綿健康被害救済法三周年 行動へのご参加・ご協力のお願い

日頃の石綿対策全国連絡会議の取り組みに対するご支援・ご協力に感謝申し上げます。

石綿対策全国連絡会議は昨(2008)年3月、石綿健康被害救済法二周年にあたってシンポジウムを開催し、2011年の新法見直し期限を待たずに補償・救済を受ける権利が奪われてしまうという問題を中心に同法の緊急の見直しを求めました。幸い関係者やメディアからの支持はもとより、国会においても迅速に反応していただき、わずか3か月たらずのうちに私たちの提起をほぼ踏まえた救済法の改正が実現し、12月1日に施行されました。

しかし、今回の改正はあくまで、「緊急の見直し」であって、ここで足踏みしているわけにはいきません。現実にこの間の中皮腫の補償・救済実績は45%弱(1995～2007年)と「隙間ない救済」にはほど遠く、石綿肺がんはほとんどと言ってよいほど救えておらず、石綿肺との合併症など他のアスペスト関連疾患の指定疾病への追加もいまだ実現していません。また、不治の病に対して合計でわずか300万円という救済の水準はあまりにも低すぎます。

2008年法改正を実現させた力をバネにして、いまこそ、「すべてのアスペスト被害者・家族に隙間なく公正な補償・救済の実現」に向けた補償・救済制度の抜本的改善、「被害の根絶とノンアスペスト社会の実現」に向けたアスペスト対策基本法の制定を迫っていきたいと考えます。

救済法三周年に向けて2009年3月27日(金)午後、再び大集会とデモを開催します。翌28日(土)には、第21回総会も兼ねて方向・討論集会を開催いたします。全国から、アスペスト被害者とその家族、市民、労働者、すべての関心をもつ方々にご結集いただくよう、呼びかけます。

また大変恐縮ですが、この行動を成功させるために、合わせて賛同金にご協力いただけたら幸いです。賛同金は、団体 1 口 5,000 円、個人 1 口 1,000 円、1 口以上でお願いいたします。賛同金のお振り込みは、中央労働金庫田町支店（普通口座）9207561、または、郵便払込口座 00110-2-48167（いずれも名義は「石綿対策全国連絡会議」）にお願いいたします。

全てのアスベスト被害の公正な救済を求める 3.27集会

日時：2009年3月27日（金）12:00開場、13:00～14:20

会場：日比谷公会堂

参加無料、どなたでもご参加いただけます。

集会終了後、東京駅（常盤橋）方面へ向けてデモ行進を行います。

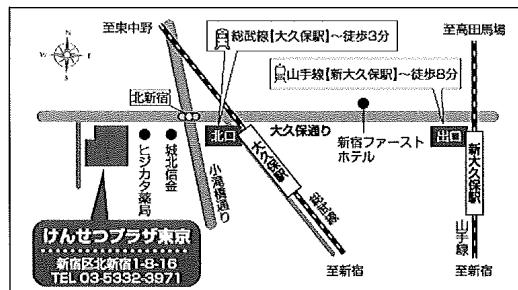


アスベスト対策の見直しを求める報告・討論集会 石綿対策全国連絡会議第21回総会

日時：2009年3月28日（土）10:00～15:00

会場：けんせつプラザ東京

参加無料、どなたでもご参加いただけます。



主催：石綿対策全国連絡会議

136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5F
TEL 03-3636-3882 FAX 03-3636-3881
E-mail: banjan@au.wakwak.com
URL: <http://park3.wakwak.com/~banjan/>

1月の新聞記事から

1/1 京都市中京区の立体駐車場「日邦レンタカー河原町パーキング」で、従業員が車を載せておく鉄製の台座と移動用リフトの間に体を挟まれ死亡した。リフトは駐車場外の詰め所のリモコンで操作するため駐車場内には立ち入らないといい、同署が事故原因を調べている。

1/5 大阪府松原市の府道で、「国際興業大阪」のタクシー運転手が男に刃物で脅され、首の右側を切りつけられ重傷を負った。売上金など一部がなくなっていた。昨年12月29日には兵庫県稻美町で、翌30日にも今回の現場から約10キロ離れた東大阪市西石切町で、タクシー運転手がいずれも首を切られて殺害されているのが見つかっており、捜査本部が関連を調べている。

1/8 男性会社員が平成10年12月に心疾患で死んだのは過重な労働が原因として、男性の妻が遺族補償の不支給処分の取り消しを求めた訴訟の判決が、東京地裁であった。裁判長は過重な労働との因果関係を認め処分を取り消した。裁判長は、経験豊富で可能な部下が退社した10年8月を境に、時間外労働が大幅に増加し業務が過重になった上に、バイクによる移動で寒冷にさらされたと判断。「会社は持病を知っていたのに対応しなかった」と指摘した。

愛知県東海市の新日本製鉄名古屋製鉄所で平成19年3月、男性社員がベルトコンベヤーを点検中、巻き込まれて死亡した事故で、半田労働基準監督署は労働安全衛生法違反の疑いで当時の現場責任者を名古屋地検半田支部に書類送検した。

1/9 大分市松岡の建設会社「日昭総設」の作業所で、トラックからクレーンで積み降ろし作業中の鉄板8枚が落下、下請け会社の作業員が下敷きとなり死亡した。鉄板は1枚の重量が約200KG。

1/13 滋賀県竜王町の金属加工業「オーミテック」滋賀製造所で、屋外に積み上げていた鋼材の一部が落下し、女性社員が下敷きになり死亡した。派遣社員の男性がフォークリフトをバックさせた際、積み荷のパイプが鋼材に接触したため落としたという。

1/14 群馬県嬬恋村鎌原のJR吾妻線万座・鹿沢口駅ホームで、普通列車の運転士が雪で足を滑らせ、停車中の車両とホームの間に右足を挟まれ、右足に重傷を負った。

沖縄県糸満市の水道工事現場で、太平洋戦争中の不発弾が爆発し、パワーショベルを操作中だった重機オペレーターが爆風で窓ガラスを顔などに浴び重傷を負った。また近くの老人ホームの利用者の男性が割れた窓ガラスで軽傷を負った。

神戸市中央区の川崎造船神戸工場で2007年8月、クレーンが倒壊し社員らが死傷した事故で、神戸地検は業務上過失致死傷罪で、同工場の元工作部長、元生産管理グループ長、元整備職場班長ら3人在宅起訴した。3人とともに書類送検された元主任技士は「過失の程度が低い」として、神戸区検が略式起訴した。

1/16 アイ・エイチ・アイ・エスエーテックの愛知県知多市の造船ドックで、作業員6人が死傷した爆発事故で、名古屋簡裁は業務上過失致死傷罪で略式起訴された当時の同社知多工場生産部次長ら2人にそれぞれ罰金50万円、同部職長ら2人にもそれぞれ罰金100万円の略式命令を出した。労

働安全衛生法（危険防止措置義務）違反罪で略式起訴された下請け会社「南組」は罰金50万円とした。命令は昨年12月26日付。

1/17 東京都目黒区のビル建設工事現場の地下1階で、点検作業をしていた作業員が降下してきたエレベーターとコンクリートの側壁の間に挟まれ死亡した。

1/18 北九州市小倉南区の路上に停車したタクシーの車内に、後部座席に乗車していた男が「金を出せ」と脅し、刃物で運転手の首を切りつけた。運転手は病院に運ばれ重傷。男は売上金など約3万2000円を奪って逃走。

1/19 彦根労働基準監督署は、労働安全衛生法違反の疑いで、滋賀県高月町の「新木産業」と同社元業務部長を書類送検した。新木産業は、同社倉庫内で昨年4月男性社員がフォークリフト運転中にリフト支柱と車体屋根枠に胸を挟まれた労災死亡事故で、教育が不十分だった疑い。

千葉県旭市の金属加工会社「旭金属工業」敷地内から出火、引火したプロパンガスタンクが爆発し、鉄骨フレート造工場2棟を焼き、爆風で窓ガラスや外壁などが吹き飛んだ。消防活動にあたっていた消防士が爆風で右足骨折の重傷。

1/23 大分市青崎の南日本造船大在工場で、建造中の船に架けられたタラップが外れ、多数の作業員が海や陸上に転落した。2人が死亡。ほかに24人けがをした。県警捜査一課と同署は業務上過失致死傷の疑いで捜査。タラップは鉄製でクレーンを使って岸壁から船の中ほどの開口部まで斜めに架けた後、作業員が渡っていた。先端は鍵状のフックになっており、その部分が破損した。フックの角度を調節するボルトが折れたか、または外れたのではないかという。その後、タラップ自体の重量が同社の想定の約2倍あったことが、24日行われた大分労働局などの実況見分で判明。接続部のボルトは強い負荷による剪断破壊で切れた。

東京都千代田区のオフィスビル建設現場の地下1階で、バーナーの火花が近くの発泡スチロールに引火し出火、発泡スチロールなど約20立方Mを焼いた。煙が充満し地下にいた作業員約150人のうち28人が一時取り残されたが、消防隊員らが全員救助した。男性9人が煙を吸うなど軽傷。

1/27 大阪府豊中市の国道176号で、乗用車が対向車線をはみ出し、救助現場に向かっていた同市消防本部の消防車と正面衝突した。乗用車の男性が足の骨を折るなど重傷。消防車に乗っていた隊員4人も、頭や胸に打撲などの軽傷を負った。

1/30 NTT東日本に勤めていた男性が急性心不全で死亡したのは、リストラの配置転換に伴う長期研修の過労が原因だとして妻らが同社に約7200万円の損害賠償を求めた訴訟の差し戻し審判決で、札幌高裁は、NTT東日本に約1660万円の支払いを命じた。約6600万円の賠償を命じた1、2審判決から約7割減額した。裁判長は「研修で疲労回復が不十分になり、持病が悪化したとみられるが、NTT東日本が精神的ストレスを予見、回避することは困難だった」と述べた。

1/31 静岡県沼津市の路上で、居酒屋店員が胸などを刺されて搬送先の病院で死亡した。リュックサックが奪われた疑いがあり、県警は強盗殺人容疑で捜査を始めた。